

(宛先) 大田区長

申請者	住 所	
	氏 名	⑩

ブロック塀等改修事業に係る消費税仕入税額控除確認書

ブロック塀等改修助成事業の助成金交付申請における助成対象費用に係る消費税額については、以下のとおりです。

- 消費税を含めず申請します。
- 以下の理由により、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を助成対象費用に含めて申請します。

なお、当該事業に係る消費税の一部又は全てについて、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに報告し、既に助成金の交付を受けていた場合には、消費税に係る助成金相当額を返還します。また、大田区から消費税に係る報告を求められた場合は、速やかに報告をします。

【理由】(該当する項目にチェック)

- 1.消費税法における納税義務者でない。
- 2.消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
- 3.簡易課税事業者である。
- 4.上記に該当しないが、助成対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

助成金申請の概要

所 在 地	(地名地番) 大田区		丁目	番地
所 有 者 (区分所有又は共有の 場合は代表者)	住 所			
	氏 名			
助 成 対 象	(1) 撤去のみ (2) 撤去新設			